

平塚市聖苑の指定管理候補者選定結果

1 現在の指定管理者制度導入状況

指定管理者：平塚市聖苑運営管理共同事業体

(平塚市ビルメンテナンス業協同組合、株式会社宮本工業所、株式会社五輪、
平塚市母子福祉なでしこ会)

指定期間：平成30年4月1日～令和5年3月31日（5年間）

2 次期指定期間

令和5年4月1日～令和10年3月31日（5年間）

3 募集スケジュール

募集要項等の配布期間：令和4年7月 8日～令和4年8月26日

申請書提出期間：令和4年8月16日～令和4年8月26日

4 申請団体

① 平塚市聖苑運営管理共同事業体

(平塚市ビルメンテナンス業協同組合、株式会社宮本工業所、株式会社五輪)

5 選定等

(1) 選定方法

平塚市指定管理者選定等委員会において、提出資料、プレゼンテーション及びヒアリング
による審査を実施

(2) 委員会開催日

令和4年10月14日（金） ※ 同日、現地視察

(3) 委員 9人

{	外部委員 5人：大学准教授 2人、税理士、会社経営者、社会保険労務士
	庁内委員 4人：石田副市長、企画政策部長、総務部長、市民部長

(4) 結果

ア 指定管理候補者

平塚市聖苑運営管理共同事業体

イ 選定基準

第1基準	各委員の採点結果において、得点を配点の6割（120点）以上とした委員が過半数 ^{※1} であり、かつ全委員の得点を合計した総得点が配点合計の6割 ^{※2} 以上となっている。
第2基準	候補者の中で最高得点団体を指定管理候補者とする。

※1「委員が過半数」…5人 ※2「配点合計の6割」…1,080点

ウ 評価

申請団体	第1基準			第2基準
	配点の6割以上の得点とした委員の数 (委員総数9人)	総得点 (1,800点満点)	基準	
平塚市聖苑運営管理共同事業体	8人(9人中)	1,175点	満たす	—

エ 指定管理候補者に係る意見等の概要

(ア) 付帯意見

- ・労務関係に関しては、友引や年末年始が休業日となる施設の特性を踏まえ、根拠法令に則した就業規則や協定書を適切に整備すること。

(イ) その他意見

- ・現指定期間を通し、利用者満足度調査の結果が向上している。今後は長年の施設運営によって蓄積されたノウハウを活かし、民間企業ならではの創意工夫ある取組がなされることを期待する。
- ・次期指定期間における指定管理料は、現指定期間と比較して1割以上の増加が見込まれることから、経費を十分に精査した上で、効率的、効果的な予算執行に配慮されたい。